労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月２日

関東運輸局長　藤田　礼子

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,400円」を「282,900円」に、「253,650円」を「266,150円」に、「211,800円」を「224,300円」に、「202,200円」を「214,700円」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「273,800円」に、「203,400円」を「212,400円」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「210,500円」を「221,500円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「207,000円」を「215,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月１日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年２月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社遠藤電気通信　遠藤　三好　福島県郡山市田村町金屋字上川原299　国土交通大臣許可（般・特―06）第29221号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和８年２月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹内クレーン工業　竹内　　薫　鳥取県鳥取市叶133　国土交通大臣許可（特―２）第28056号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年１月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告